

持続化給付金

事業の継続や再起のための給付金。事業全般に広く利用できます。

法人は 200 万円、個人事業者は 100 万円（前年の事業収入からの減少分を上限）が支給されます。



対象	新型コロナウイルス感染症の影響で売上が前年同月比で 50%以上減少 している者
	※ 中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等が対象（資本金 10 億円以上の大企業は対象外となります）
	※ 医療法人、農業法人、NPO 法人、社会福祉法人等、会社以外の法人も対象

問い合わせ先：中小企業 金融・給付金相談窓口（電話）0570-783183

中小企業生産性革命推進事業

中小・小規模事業者の生産性向上を後押しすべく、特別枠が設定されています。

● ものづくり補助金 サプライチェーンの毀損等に対応した設備投資等	⇒ 要件の達成時期の猶予等
● 小規模事業者持続化補助金 新型コロナの影響を受けながらも行う販路開拓等	⇒ 加点措置
● IT 導入補助金 事業継続力強化のためのテレワークツールの導入	⇒ 加点措置

問い合わせ先：独立行政法人 中小企業基盤整備機構（電話）03-6459-0866

新型コロナウイルス感染拡大防止の要請に応じた協力金

要請期間中に休業等をした中小企業や個人事業主に対して、「感染拡大防止協力金」等の名目で資金を支給する地方公共団体があります。

詳細は、事業所等の所在する各地方公共団体へお問い合わせください。